

## 仕 様 書

### 「県道亀浦港櫛木線舗装復旧工事」

本工事は、徳島県土木工事共通仕様書に準拠完成する  
ものとする。

鳴 門 市 企 業 局

## 特記仕様書

### 工事標準仕様書に対する特記及び追加仕様事項

「水道工事標準仕様書【土木工事編】2010」・「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する特記及び追加仕様事項は、次のとおりとする。

#### (施工管理基準)

**第1条** 請負者は、鳴門市企業局発行の、配水管布設（替）工事・舗装復旧工事施工管理基準に基づいた、施工管理を行うものとする。

#### (工期の厳守)

**第2条** 請負者は、鳴門市工事請負契約約款第37条第1項及び第39条第1項の規約に基づき工期の厳守に努めなければならない。尚、工期内に竣工書類の提出を含めたすべての工事を完了しなければならない。

#### (暴力団等による不当介入の排除)

**第3条** 暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除について請負者は、受注工事に関し、暴力団等から不当介入を受けた場合（2項に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出ること。

- 2 請負者は、受注工事の一部について、他の建設業者に下請負させた場合においては、当該下請負工事の施工に関し、下請負人が暴力団等から不当介入を受けたときは、請負者にその旨を報告することを義務付けること。
- 3 請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
- 4 請負者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行うこと。
- 5 請負者は、発注者と工程に関する協議を行った結果、工期内に工事が完成しないと認められた場合は、鳴門市工事標準請負約款（以下「約款」という。）第18条の規定により、発注者に工期の延長の請求を行うこと。
- 6 請負者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。請負者は、当該被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、請負者は、約款第18条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。

#### (工事施工計画承認申請書の提出)

**第4条** 工事施工承認申請書の提出について

請負者は、「工事施工計画承認申請書」を、契約後 7 日以内に監督員へ提出し確認を受けなければならない。また、本工事において変更契約を行なった場合は、「工事施工計画（変更）承認申請書」を、変更契約日から 7 日以内に監督員に提出し確認を受けなければならない。

**(工事実績データ作成、登録(CORINS 入力システム)について)**

**第 5 条** 請負者は、工事実績データ作成、登録(CORINS 入力システム)について、受注、変更、竣工及び訂正時、事象があつてから 10 日以内に、監督員の確認後、登録し、「登録内容確認書」を提出しなければならない。

尚、本条の対象工事は、請負金額 500 万円以上の工事とする。

**(設計図書の照査)**

**第 6 条** 請負者は、約款第 16 条の規定による、設計図書の照査を行い、その結果について、工事打合簿にて、監督員へ通知しなければならない。

**(現場代理人及び主任技術者等)**

**第 7 条** 請負者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」（以下、「選任通知書」という。）を、主任技術者等の専任配置が必要な工事については入札後契約前に契約事務担当者へ、その他の工事については契約後 7 日以内に監督員へ提出し確認を受けなければならない。ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他構成員は主任技術者を選任することとする。また、この選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から 5 日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し確認を受けなければならない。

2 請負者は、第 1 項の選任通知書に現場代理人及び主任技術者又は監理技術者と請負者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付しなければならない。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合はこの限りでない。なお、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者は入札日（随意契約は見積書提出日）以前に請負者と 3 ヶ月以上の雇用関係があることが必要である。

3 請負者は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の選任において、営業所に置く専任技術者との兼任はできない。ただし、専任を要しない主任技術者については、当該営業所が鳴門市内にある場合、営業所に置く専任技術者と兼任することができる。

4 請負者は、主任技術者又は監理技術者の選任において、請負金額が 3,500 万円以上の工事については、専任させなければならない。

5 請負者は、請負対象金額が 4,500 万円未満となるときは、主任技術者又は監理技術者を定めるに当たり、次の者を選定しなければならない。

（1）建設業法による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を

一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。

(2) 10年以上の実務経験もしくは、指定学科を①高等学校卒業後5年以上、②高等専門学校卒業後3年以上③大学卒業後3年以上の実務経験を持つ者。

6 請負者は、請負対象金額が4,500万円以上9,000万円未満となるときは、主任技術者又は監理技術者を定めるに当たり、次の者を選定しなければならない。

(1) 建設業法による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。

(2) 技術士法（昭和32年法律第124号）による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門、衛生工学部門に関するものに限る。）とするものに合格した者。

7 請負者は、請負対象金額が9,000万円以上となるときは、主任技術者又は監理技術者を定めるに当たり、次の者を選定しなければならない。

(1) 技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者。

(2) 前項第2号に掲げる者。

#### （下請負人の優先選定）

**第8条** 請負者は、本工事の一部を下請けに付する場合には、鳴門市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めなければならない。

#### （実施工工程表の提出）

**第9条** 請負者は、全工事期間における詳細の工程（検査・立会・断水予定等を含む）について、「実施工工程表」を作成し、契約後14日以内に監督員へ提出し確認を受けなければならない。

2 前項に変更が生じた場合、請負者は、「実施工工程（変更）」を作成し、変更部分の工事に着手する前に、監督員に提出し確認を受けなければならない。尚、監督員との協議に於いて必要としない場合または、軽微な変更の場合は、その限りでない。

#### （再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出等）

**第10条** 請負者は、請負代金が500万円以上の工事で特定建設資材を搬入及び指定副産物を搬出する工事について、「再生資源利用（促進）計画書及び実施書」を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 請負者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完了後1年間保存すること。

3 再生資源利用（促進）計画書及び実施書については、請負者自身が国土交通省リサイクルホームページよりダウンロードした上で利用することとする。

4 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の入力においては、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。

#### (工事打合簿の取扱い)

**第11条** 監督員と請負者の間で、文書により取り交わす必要のある、「指示」、「協議」、「通知」、「承諾」、「提出」、「報告」、「届出」、等の事項については、「工事打合簿」により取り交わすことを原則とする。

「工事打合簿」は、「発注者用」及び「請負者用」の2部を作成するものとし、双方が押印またはサインしたものをそれぞれ保管するものとする。

#### (工期の延伸)

**第12条** 請負者は、工事中予期せぬ事象により、工期内の完成が不可能と判断された場合監督員へ報告し、正当な理由の書かれた工事完成延期願を提出し、承認を得られた場合のみ、工期の延伸を行うものとする。

#### (再生利用のための建設副産物の搬出)

**第13条** 本工事の施工により次の各号の産業廃棄物が発生した場合、再生のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。

なお、請負者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処理が可能であるか確認すること。

2 受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議することとする。

一 コンクリート塊

イ 受入場所：(鳴門市瀬戸町明神字馬越 26-1)

二 アスファルトコンクリート塊

イ 受入場所：(鳴門市瀬戸町明神字馬越 26-1)

三 建設汚泥（舗装切断に伴い発生）

イ 受入場所：(徳島市国府町早瀬段ノ原 896-4)

3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議すること。

4 請負者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

#### (産業廃棄物搬出調書及び、産業廃棄物管理票等の提出)

**第14条** 請負者は、本工事において産業廃棄物を搬出した場合、産業廃棄物搬出調書を作成し、提出すること。

2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出は、D票の写し若しくはE票の写し（電子マニフェストの場合は受渡確認票）とする。

3 請負者は、産業廃棄物の撤去状況、運搬積込、処理場の状況が分かる写真を撮影し、監督員に提出すること。

#### (現場発生品の取扱)

**第15条** 工事現場内での発生品については、自己処分とする。

#### (交通誘導員)

**第16条** 交通誘導員 A とは、警備業法（昭和47年法律第117号 一部改正平成17年法律第87号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である。

交通誘導員 B とは、警備業法（昭和47年法律第117号 一部改正平成17年法律第87号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するものである。

- 2 請負者は、「交通誘導員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し等）とともに、一月毎に監督員に1部提出しなければならない。

#### (提出書類の整理)

**第17条** 提出書類については、工事提出書類一覧表の該当項目について、適宜書類を作成し、監督員へ提出するものとする。

#### (提出書類の様式)

**第18条** 提出書類の様式は、原則、様式集によるものとし、他の様式を使用する場合等は、監督員の承諾を得て、使用できるものとする。

#### (電子データの提出)

**第19条** 工事写真、出来形図、及び CREDAS により作成したデータについては、電子データを CD-R で提出することとする。

- 2 工事写真の電子データについては、JPEG 形式とし、完成図書に合わせて工種ごと、又は路線ごとにフォルダ分けしたものとする。

- 3 出来形図の電子データについては、BFO 形式、SFC 形式、又は P21 形式とする。

- 4 2 項及び 3 項について困難な場合は監督員と協議することとする。

#### (施工管理基準及び、提出書類の様式の入手)

**第20条** 施工管理基準及び、提出書類の様式の入手については、請負者自身が「鳴門市ホームページ企業局－水道事業－建設技術」よりダウンロードした上で利用できるものとするが、請負者のネットワーク環境の導入状況等によりダウンロードが困難な場合は、請負契約締結後、監督員と協議の上で、施工管理基準及び、提出書類の様式を収録した CD-R を、必要に応じて請負者に貸し出すものとする。

#### (地元の交通安全対策)

**第21条** 請負者は、地元関係者へ工事施工案内を行い、交通安全対策について充分に調整し、円滑かつ安全に施工できる様、努めなければならない。

#### (舗装版切断に伴い発生する排水の処理等)

**第22条** 請負者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

- 2 請負者は、監督員の指示があったときは、ただちに産業廃棄物管理票（マニフレスト）を掲示しなければならない。